

【史料紹介①】

天保期における対馬藩府中の役所と役職

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

丸山 大輝

はじめに

対馬藩および宗家に関する研究は朝鮮との外交や貿易、または対幕関係を中心に膨大な成果が蓄積されてきた。しかし、対馬藩の内政に焦点を当てた研究は少なくも、その骨格となる藩政機構についてはほとんど明らかにされていない。そのなかでも、泉澄一氏の研究は対馬藩の職制を検討した貴重な成果として注目される。泉氏は寛永〜寛文期[＊]（一六二四〜一六七〇年）、元禄〜正徳期[＊]（一六八八〜一七一五年）における対馬藩の職制を明らかにした。しかし、前者は寛永〜寛文期を対象にするとしつつもそのほとんどが寛文期の職務規定の分析であること[＊]、後者は雨森芳洲の藩政上の地位や立場を明確にするための整理であることなど、課題も多く、藩政との関連については検討がなされていない。今後は対馬藩が設置した役所と役職の時代的変遷をおさえ、それを藩政の展開と照合する必要がある。

そこで、本稿では先行研究で検討がなされていない時期に作成され

た「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳[＊]」を紹介する[＊]。

同史料は天保期における対馬藩の役所とそこに勤める役職の概要を示すもので、対馬島内外に及んだ藩政機構の全体像を明らかでできるといふ意味では日本近世史の「藩」研究[＊]においても重要な史料であると考えられる。

本稿の順序としては、最初に当該史料の性格について言及し、次に同史料から読み取れる役所と役職の概要を述べ、最後に史料の翻刻文を掲載することにした。なお、史料は内容に基づきながら、三回に分けて紹介する計画である。

一、史料の性格

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」（以下、「御役名并諸役所名前帳」とする）は縦二五・三センチ、横一七・一センチ、六六丁の縦帳（袋綴じ冊子装）で、そのうち六四丁が墨付きである。柿洪染の表紙中央に表題、その左脇下には「表御書札方」と墨書される（図版一）。表書札方とは対馬藩において記録の作成を行う藩政機関の一つであり、ここで作成または管理された日記類・記録類の大部分は長崎県対馬歴史研究センター所蔵「対馬宗家文庫史料」の一部として伝わっている。しかし、「御役名并諸役所名前帳」が伝来しているの

は「対馬宗家文庫史料」ではなく、内野・津江家関係資料である。内野・津江家関係資料は宗家の家臣であった内野家・津江家およびその親類に関する資料群で、近世から近代にかけて作成された古文書・典籍・近代書籍・絵画等からなる。同資料群には「御役名并諸役所名前帳」の他に表書札方に関係する資料はみられないことから、同資料は明らかに異質のものと分かる。つまり、「御役名并諸役所名前帳」は表書札方で作成された藩政文書で、本来は宗家文書の一冊として残るはずのものであったと考えられる。内野・津江家関係資料として伝わった理由は不明だが、何らかの経緯で同資料群に混入したのであろう。

「御役名并諸役所名前帳」の作成経緯については表表紙をめくった遊紙に記される*。(図版二)。遊紙の墨書によると、同史料が作成されたのは「義章様」の「御尋」がきつかけであった。「義章様」とは三代対馬藩主宗義章のことである。天保九年(一八三八)一二月には同史料作成のための「取調」が実施されていることから、「御尋」はそれ以前に行われたものと考えられる。この「御尋」がどのような意図をもつてなされたのかは判然としない部分もあるが、当時の時代背景をふまえて推測してみたい。

天保九年八月九日、義章の父で二代藩主の宗義質が江戸で死去した。義章が義質の跡を相続するのはその半年後の天保一〇年(一八三

九)二月であることから、義章の「御尋」は義質の死から義章が藩主に就任するまでの期間になされたものと分かる。つまり、「御尋」は、次期藩主への就任を控えた義章が藩政の仕組みを理解するために行ったものと考えられる。なお、この「御尋」によって国元で作成された「御役名并諸役所名前帳」の原本は、天保一〇年に用人が江戸に滞在していた義章のもとへ送っており、その控えが本稿で取り扱う内野・津江家本「御役名并諸役所名前帳」である。

二、天保期における府中の役所と役職

「御役名并諸役所名前帳」は対馬藩の役所名および役職名を列挙する形式をとり、その内容は府中(府内)、八郷*。(田舎)、旅役*の三つに大別される。府内と田舎では対馬島内の役所および役職が、旅役では島外の役所および役職が記されることから、同史料は対馬島内外に及んだ当時の「対馬藩」の範囲とその構成を示す史料であるといえる。以下では史料の内容を簡潔に解説していくが、紙幅の都合から本稿では府中のみを解説・翻刻し、残りは次号以降としたい。

府中とは、対馬藩の政治・経済の中心地として発展した城下町である。対馬島の南東部に位置する府中は古代に国府が置かれ、一五世紀後半から宗氏の拠点となった。府中が城下町としての大きな画期を向

かえるのは三代藩主宗義真の時代である。寛文四年（一六六四）一月、義真は府中の北部に位置する棧原に「御下屋敷」の建設を命じた^{*12}（以下、この屋敷を「棧原屋敷」とする）。棧原屋敷は次第に義真の居所となり、役所としての機能も段階的に付与されていった^{*13}。その結果、棧原屋敷は政治・儀礼の空間^{*14}（表向）と藩主が日常を過ごす空間（奥向）を明確に分離しつつ、それらが併存する屋敷となる^{*15}。さらに、棧原屋敷の建設と連動して城下町の町割も進められた。棧原屋敷から府中湊までを南北につなぐ通り（馬場筋）を中心としながら、その東西に武家地と町人地からなる城下町の町割が整備されたのである。このような義真政権による城下町の整備に対応して藩政を担う諸役所が府中の各地に設けられたと考えられる。そして、府中は明治維新にいたるまで対馬藩政の中心としての機能を持ち続けることになった^{*16}。以上をふまえながら、史料の内容をみていきたい。

「御役名并諸役所名前帳」の本文には府中の役所と役職が七項目に分けて記されている。それは、①藩政の中核となる役職（五七〜六一頁）、②役所とそこに勤務する役職（五二〜五七頁）、③持役所がない役職（五〇〜五一頁）、④諸組中（四九頁）、⑤奥役所（四九頁）、⑥奥向の役職（四八〜四九頁）、⑦町役（四六〜四八頁）の七つである。

まず、①藩政の中核となる役職には家老職以下二八種類の役職名が

記され、それぞれの役職に家格・役所・定員・職務内容などの情報が付される。なかでも、家老・連判職・加判列は藩政の中核を担う役職であったと考えられる。天保九年時点で家老職にあったのは杉村但馬・平田宮内・古川将監の三名であった。連判職は三家（杉村・平田・古川）もしくはそれ以外の家から、加判職は二六〇石以上の家から任じられることになっていた。対馬藩では三家以外からも家老につくことがあったが、それらの家と連判職・加判職の区別は不明である。家老職は「三家」から命じると記されていることから考えると、杉村・平田・古川は他の家とは別格の存在として認識されていたのであろう。加判列の次に記されるのが神社奉行以下の諸役職である。これら藩政の中核となる役職にはそれぞれ勤務する役所があり、役所名とその人員が②〜⑦（四八〜五七頁）に記される。ここでは郡奉行所に勤める役職を例に、①と②〜⑦の対応関係を示すことにしたい。

郡奉行所は対馬島内の地方行政および農政を担当した役所である。文化八年（一八一）に描かれた府中の絵図によると、郡奉行所にあたる「郡役所」は府中湊に注ぐ市の川（現巖原本川）の右岸河口に所在した^{*17}。この郡奉行所を管轄したのが郡奉行で、二〇〇石以下の馬廻格より選出された^{*18}。また、郡奉行を補佐する役職が郡佐役で、これは大小姓が勤めた。これら二つの役職は①に記されるが、郡奉行所

に勤めたその他の人員については②にみえる。五六頁には「御郡奉行所」と記されており、ここに同役所の構成員が列挙される。郡奉行所に勤めた役職には郡奉行・郡佐役のほか、郡手代・筆耕・郡足軽・草使・走番・鉄砲鍛冶・鉄砲台師がいた。中でも郡手代は徒士格から任じられた。また、筆耕以下の役職は郡手代より一文字分下げて記されていることから、徒士格よりも格下の者が任じられたと考えられる。

このように、①には郡奉行や郡佐役といった、ある役所を管轄する役職が列挙され、その担当役所（郡奉行所）とその役所に勤める人員（郡手代以下）が②～⑦に記されるという構成をとる。以上のような

①の役職と②～⑦の対応関係を示したのが表一である。

②には府中の役所とそこに勤める役職が記される。①との対応関係は前述の通りであるが、馬方や屋敷方などのように①との対応関係をもたない役所もあった。また、仕立物方や海漁方のように他の役職が加役を勤めたり、打廻頭や俵物方頭役のように他の役職を兼帯したりすることもあった。

③には②の役所のいずれにも属さない役職が記される。この中には①の管轄下にある役職もあった。例えば、表目付・山預役・徒士目付はいずれも大目付の管轄であった（五九頁）。

④は諸組中について記される。ここには「御弓の者」「御鉄砲之者」

(表1) 役職・役所対照表

役職	①			職務内容	②～⑦ 対応する役所（頁数）
	家格・石高	詰役所（※式日は詰役詰間）	職務内容		
家老職	(三家)	—	—	—	—
連判職	(三家ほか)	—	—	—	—
加判判	300石格	—	—	—	—
寺社奉行	260石以上	※	寺庵・神職の差配	—	—
与頭	260石以上	与頭方	法令遵守の吟味、家中・八組の差配	与頭方 (P57)	—
印判役	馬廻	勘定奉行所	勝手方	勘定奉行所 (P56)	—
用人	馬廻	奥	藩主の身行筋・政事の相談	奥役所 (P49)	奥附役々 (P48～49)
			奥向全般の差配	—	
表用人	馬廻	—	持筒・草履取・駕籠組の差配	—	—
弓頭	260石以上	※	権門家への奉仕	—	—
鉄砲頭	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	弓組の差配	—	—
旗奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	鉄砲組の差配	—	—
鎗奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	旗組の差配	—	—
陣道具奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	鎗組の差配	—	—
大目付	馬廻	大目付方	陣道具組の差配	—	大目付方 (P56～57)
			政道善悪・法令遵守・不正などの監視、宗門改・旅人の吟味、異国船漂着の対応、表目付・山預役・徒士目付・小普請請入の面々・下目付の差配	—	
真文用人	馬廻、250石以下	—	真文往復、朝鮮通信使	—	—
大勘定	馬廻、250石以下	勘定奉行所	勝手方の取締	勘定奉行所 (P56)	—
留守居	馬廻、250石以下	—	身代の出入・算用所小役方の差配	—	—
取次役	馬廻、250石以下	用人詰間	公儀動向、権家への使	—	—
町奉行	馬廻、250石以下	町奉行所・町会所※	政事その他御用の取次	町奉行所 (P52)	町会所 (P52)
			町方の仕置	町役 (P46～48)	
勘定奉行	馬廻、250石以下	勘定奉行所	身代・財利の出入、算用所小役方の差配	勘定奉行所 (P56)	—
郡奉行	馬廻、250石以下	郡奉行所	郡中の仕置	郡奉行所 (P56)	—
船奉行	馬廻、250石以下	船奉行所	船方の差配	船奉行所 (P56)	—
朝鮮方頭役	馬廻、250石以下	朝鮮方	朝鮮国通信、通詞中への差配	朝鮮方 (P57)	—
筆頭	馬廻、250石以下	表書札方	公儀動向・政事筋についての取調	表書札方 (P57)	—
添勘定	大小姓	(勘定奉行所)	勝手方、勘定奉行同様	勘定奉行所 (P56)	—
郡佐役	大小姓	(郡奉行所)	郡中、郡奉行同様	郡奉行所 (P56)	—
朝鮮方添役	大小姓	(朝鮮方)	朝鮮国通信、朝鮮方頭役同様	朝鮮方 (P57)	—
筆頭添役	大小姓	(表書札方)	筆頭同様	表書札方 (P57)	—

などのほか、「七五三方御料理人」や「御料理人」なども含まれており、どのような基準でこの項目が立てられたのかは不明である。

⑤には奥役所として、腰物方・納戸方・書札方・膳方・茶道方・中奥番所の六つの役所が記される。これらは藩主が日常を過ごす棧原屋

敷の奥向に位置した役所であり*₆、用人が管轄した。また、⑤の役所をはじめとした奥向の空間に勤務した役職が⑥である。

⑦には町役のことが記される。町方に関する業務全般は町奉行の管轄だった(五九頁)。町奉行は打廻頭との兼帯で定員は二名、職務内容によって町奉行所または町会所に出勤した。前述した文化八年の絵図によると、町奉行所は文化度朝鮮通信使の客館となった国分寺の南に、町会所は市の川沿いにそれぞれ所在した*₇。町奉行のもとで町の行政を運営したのが町人からなる町役(⑦)である。年行司と町乙名の役割は、町奉行からの達を町中へ伝え、町人からの訴訟をとりまとめることであつた*₈。さらに、町役のなかには「大通詞」や「四代官」など、朝鮮との外交・貿易を担う役があつた。これは朝鮮との関わりを通じて朝鮮語能力を身に付けた町人が取り立てられたものである*₉。後半部には「統領」等と記される町役が二種類記されている。これらは商売の種類別に立てられた商人仲間のまとめ役と考えられる。

*₆ 対馬藩政の概要を通史的に明らかにした研究成果として、森山恒雄

「対馬藩」(長崎県史編集委員会編)長崎県史 藩政編 吉川弘文館、

一九七三年)があり、同論考には一九七〇年代以前の対馬藩政史に

関する研究史がまとめられている。一九八〇年代以降の研究として

は、泉澄一『対馬藩の研究』(関西大学出版部、二〇〇二年)、高野信治『近世領主支配と地域社会』(校倉書房、二〇〇九年)がある。

*₇ 泉澄一「初期の藩政と人事」(前掲『対馬藩の研究』)。

*₈ 泉澄一「対馬藩の藩政組織」(同『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学出版部、一九九七年、一七〜五五頁)。

*₉ 泉氏が分析した「壁書」は役職毎に作成された職務規定として注目される。なお、「壁書」は、長崎県史編集委員会編『長崎県史 史料編 第二』(長崎県、一九六四年)に翻刻されている。

*₁₀ 「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)。

*₁₁ 同史料を一部引用した論考として、山口華代「対馬藩における表書札方の設置と記録管理」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年)がある。

*₁₂ 領内の統治機構・地域社会・領外の組織(江戸・大坂等)を総合的に「藩」として捉えようとする研究動向である。なお、研究史については、高野信治「大名と藩」(『岩波講座 日本歴史 第一一巻』岩波書店、二〇一四年)を参照。

*₈ 遊紙は本紙よりも一センチほど短いが墨書は本文と同筆である。遊紙の墨書は冊子の形態となった後に書き足されたものと考えられる。

*₉ 「義章様御家督記録」（宗家文庫史料記録類 I-15②-201）。

*₁₀ 「郷」とは郡と村の中間に設置された行政区画である。領内には八つの郷があり、その総称を「八郷」もしくは「田舎」と称した。

*₁₁ 旅役とは、対馬島外で勤務する役職のことである（前掲『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』）。

*₁₂ 「日々記」（宗家文庫史料日記類 Aa-1-17）寛文四年一〇月八日条。

*₁₃ 前掲「対馬藩における表書札方の設置と記録管理」。

*₁₄ 表向は封建領主たる武家が儀礼・対面・政治を営む非日常（ハレ）の空間であることに對し、奥向は日常（ケ）を過ごす空間である。

さらに、奥向はジェンダーによって男当主が日常を過ごす表方と、女性を中心とした家族が日常を過ごす奥方に分けられていた（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』吉川弘文館、二〇一八年）。なお、本稿では基本的に福田氏の定義に随い、単に「奥向」とした場合は奥向全般を指すこととする。

*₁₅ 「棧原屋敷図」（宗家文庫史料絵図類 Ab-24）。なお、同絵図に描かれた棧原屋敷の一部に、「広敷」と呼ばれる板扉で仕切られた空間

がある。そこには「女中対面所」や「老女詰所」などの部屋の名称がみえることから、「広敷」は女性を中心とした宗家の家族が日常を過ごす空間（奥向の奥方）、註一二を参照）に相当すると考えられるが、この点については文字史料と照合した検討が必要である。

*₁₆ 府中が「厳原」と改称されるのは明治二年（一八六九）のことである（「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典四二 長崎県』角川書店、一九八七年）。

*₁₇ 「対州接鮮旅館図」（前掲『厳原町誌』、原図は国立公文書館内閣文庫所蔵）。

*₁₈ 対馬藩における武士の格式は高い方から順に馬廻、大小姓、徒士の三つがあった。

*₁₉ 前掲「棧原屋敷図」からは、「御腰物方」・「奥御納戸」・「奥書札方」・「御膳方」・「奥御茶道詰所」を確認できる。

*₂₀ 前掲「対州接鮮旅館図」。

*₂₁ 前掲「初期の藩政と人事」。

*₂₂ 酒井雅代「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」（『日韓相互認識』六、二〇一五年）。

史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

(表紙)

「御役所出

府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳

表御書札方」

凡例

- ・漢字は原則として常用漢字を用いた。
- ・「者」(は)、「江」(え)、「茂」(も)、「之」(の)、「左」(より)はそのまににした。
- ・丁の終わりには「ノ」を入れた。
- ・見せ消しは取り消し線を用いて表した。
- ・変体仮名はすべて平仮名に改めた。
- ・文字の大小は意識していない。
- ・適宜、読点や中黒を補った。
- ・改行は原本通りとした。

天保九戊戌年十二月取調

従

義章様御尋ニ付被差上候控

天保十己亥年御用人方江戸表江

送り越ニ相成候由ノ

御家老職

杉村但馬・平田宮内・古川将監、此三家江被 仰付

連判職

三家又者身元被違候人江被仰付

加判列

式百六拾石以上方御引上被召仕候人江被 仰付、

三百石以下之人江者在職中三百石格ニ被

仰付、御足米を茂被成下候

寺社奉行 忝人

式百六十石以上方被 仰付、当時多く者

与頭之筆口方兼勤被 仰付

寺庵且神職之銘々差配仕候御役目にて

式日諸役詰間ニ罷出候事

与頭

式百六十石以上方被 仰付人数之御定

無御座候ノ

御作法ニ関候儀、且御法令之守否

吟味御委任、御家中并八組中之

差配仕候御役目ニ而、与頭方江日勤仕候

事

御印判役 忝人

大小身ニ不限御馬廻方人才を以被 仰付

御勝手方御委任之御役目ニ而、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御用人

右同断、人数之御定無御座候

御身行筋者勿論、御政事万端之

御相談被遊候御役目ニ御座候、尤奥江

日勤、奥向一躰之差配者^且勿論御持筒・

御草り取・御駕籠組之差配を茂

仕候事

表御用人ノ

右同断、人数之御定無御座候

権門家江被召仕候御役目ニ御座候事

御弓頭 忝人

式百六十石以上方被 仰付

御弓組之差配仕候御役目ニ而、式日諸役

詰間江罷出、平日者御寄附・御番頭・奥

御番頭等被 仰付候事

〃 但、御弓頭方御陣道具奉行迄之御役を

物頭と相唱、いづれも一組之差配、いづれも

御弓頭同様之勤向ニ御座候

御鉄砲頭 忝人

右同断

御旗奉行 忝人

右同断

御鎗奉行 壹人

右同断／

御陣道具奉行 壹人

右同断

大目付

大小身ニ不限御馬廻人才を以被 仰付、

人数之御定無御座候

御政道善悪・御法度之守否・御国内

邪正曲直を糺 御目代ニ被召仕、尤宗門

改・旅人吟味御委任、異国船漂着等之節

問情ニ被差越候御役目ニ而、表御目付・

御山預役・御徒士目付、且小普請請入之面々

并下目付之差配仕、大目付方江日勤仕候事

真文御用人

式百五十石以下御馬廻方被 仰付、当時

欠役

真文御往復之御用者勿論、朝鮮

御通信之御用相勤候御役目御座

候事／

大勘定

右同断、人数之御定無御座候

御勝手方之取締・御身代之出入差配

仕、御算用所小役方之差配をも仕、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御留守居 兩人

右同断

公義御勤向ニ預り候儀ハ勿論、權家江之

御使相勤候御役目ニ御座候事

御取次役

右同断、人数之御定無御座候

御政事其外御用之御取次仕候

御役目ニ而、御用人詰問江日勤仕候事

町奉行

右同断、当時打廻頭兼勤ニ而兩人被

仰付置

町方ニ関り候仕置差配仕候御役目ニ而、／

御用之品ニ依町奉行所・町会所江出勤、

式日者諸役詰問江罷出候事

御勘定奉行

式百石以下御馬廻方被 仰付、人数之

御定無御座候

御身代并財利出入差配仕、御算用所之

小役方をも差配仕候御役目二而、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御郡奉行

右同断

御郡中之仕置差配仕候御役目二而、

御郡奉行所江日勤仕候事

御船奉行 壹人

右同断

都而御船方之差配仕候御役目二而、

御船奉行所江日勤仕候事／

朝鮮方頭役

右同断、人数之御定無御座候

朝鮮国御通信之御用相勤候

御役目二而、朝鮮方江日勤、通詞中江之

差配仕候事

筆頭

右同断

//但、式百石以上之人者相応之御役席

被成下、人数之御定無御座候

公義御勤向且御政事筋重立

候儀取調候御役目二而、表書札方江

日勤仕候事

添勘定

大小姓方被 仰付、人数之御定無御座候、

以下同断

御勝手方之御用向、御勘定奉行

申談同様相勤候事／

御郡佐役

御郡中二預候儀御郡奉行申談同様

相勤候事

朝鮮方添役

朝鮮国御通信之御用向、朝鮮方

頭役申談同様相勤候事

筆頭添役

勤向筆頭同様ニ御座候事

表書札方

案書役

大小姓勤、定人数五人

公義御用向其外御附届且御政事

筋之取調仕候事

御佑筆

大小姓勤、定人数拾人

公義御勤向御連状其外御書物執筆ノ

仕候事

日帳付

御徒士勤、定人数十人

書札方ニ預り候御用之書物執筆仕候

役目ニ而、都而御佑筆ニ準相勤候事

朝鮮方

案書役

大小姓勤、定人数壹人

朝鮮和館御用之往復并賞罰等之

取調仕候事

御佑筆

大小姓勤、定人数壹人

朝鮮方ニ預候御用書物執筆、案書役

年替相勤候事

紀事大綱執筆

大小姓勤、定人数壹人ノ

朝鮮国御通交ニ預候御用向記録

執筆仕候事

日帳付

御徒士勤、定人数壹人

朝鮮方御用之書物執筆仕候事

与頭方

与頭手代

大小姓勤、定人数貳人

同書手

御徒士勤、定人数八人

大目付方

大目付書手

御徒士勤、定人数五人

御勘定奉行所

御勘定調役

大小姓勤／

御勘定手代

御徒士勤、定人数御勘定調役共廿七人

書手

買物番

帳面掛

下代

御郡奉行所

御郡手代

御徒士勤、定人数五人

筆耕

御郡足輕

草使

走番

鉄砲鍛冶／

同台師

御船奉行所

手代

御徒士勤、定人数三人

上八乗

御船手

御船添

船大工

下代

御馬方

御馬役 壹人

御馬廻勤

乗り方

当時大小姓・御徒士二家業御座候／

馬医

当時御徒士二家業御座候

加番

御徒士勤

仕立物方

頭役者御馬廻勤、手代役者御徒士勤

御座候処、当時御儉約二付被廢、作事方江

被相結、御勘定奉行・御郡奉行内方加役

被 仰付置

屋敷方

屋敷奉行 壹人

御馬廻勤

同佐役 壹人

大小姓勤

同手代 貳人

御徒士勤／

打廻番所

打廻頭 壹人

御馬廻勤、当時町奉行方兼勤被 仰付置

同手代 十四人

御徒士勤、三ヶ月代

仲間

牢守

船改所

船改頭 貳人

御馬廻勤

同佐役 貳人

大小姓勤

同手代 拾九人

御徒士勤

旅人問屋／

下代

御米蔵

頭役 壹人

御馬廻勤 一ヶ年代

佐役 壹人

大小姓勤 一ヶ年代り

手代 五人

御徒士勤 一ヶ年代

升取

馬方統領

同手伝

走番

御陣道具方

佐役 貳人

大小姓勤 一ヶ年代／

手代 四人

御徒士勤

御鉄砲方

差引役 貳人

大小姓勤 一ヶ年代

手代 貳人

御徒士勤 一ヶ年代

賄方 自定蔵御結

賄頭 貳人

大小姓勤 貳ヶ年代

賄掛 六人

御徒士勤 一ヶ年代

下代

下モ男／

竈之者

作事方

仕立物方御結

作事掛 壹人

大小姓勤 貳ヶ年代

同手代 三人

御徒士勤 一ヶ年代

大工頭

大工小頭

番手小頭

仕立物方足輕

道具掛

山口屋敷番

御使者屋番

火見番手／

当時番手

仕立物方夫

大部屋夫

出運上方

出運上頭 貳人

大小姓勤 壹ヶ年代

出運上掛 貳人

御徒士勤 壹ヶ年代

下代

俵物方

俵物方頭役 貳人

大小姓勤、当時御浦目付方兼勤

俵物掛 貳人

御徒士勤、当時出運掛方兼勤

下代／

御送使方

御送使掛 三人

御徒士勤 一ヶ年代

下代

御銀掛所

御銀掛 貳人

御徒士勤 壹ヶ年代

但、器物方兼帯

御庭方

御庭掛 壹人

御茶道方被 仰付

但、御茶道方御徒士立身被 仰付、

御花掛之被 仰付候事も御座候

御庭小頭

御庭夫

茶道方／

茶道掛 貳人

大小姓勤 壹ヶ年代

表茶道

十徳御免坊主

平坊主

掃除坊主

麩細工方

麩細工

家業人之内御用二付日勤被 仰付

番手麩細工

当時御弓格被下置

小学校

学頭 壹人

御馬廻方被 仰付、学頭無之節者大小姓方

読書指南役被 仰付／

小学校師 壹人

大小姓方被 仰付

手習師 壹人

大小姓方御目付兼帯二而被 仰付

講学方

講師

御馬廻・大小姓方被 仰付

素読師

右同断

御書物掛

右同断

海漁方

御勘定奉行・御郡奉行加役被 仰付置

御浦目付 四人

大小姓勤

足軽

下代／

御能衣装方

衣装掛御徒土方被 仰付、一ヶ年勤

御寄附

御馬廻・大小姓方御番相勤

一ノ御門番所

御徒土方御番相勤、下番者御持筒組二

御座候

裏御門番所

右同断、下番者御道具組方相勤

御簾番所

御簾組方御番相勤

御城大手番人

平常御鉄砲組之者相勤

遠見番所

御徒土方二ヶ月代り相勤、下番者株立之者／

有之相勤

町奉行所

役名末二記

町会所

右同断

持役所無之役々

表御目付

大小姓勤

御徒士目付

御徒士勤、定人数十三人、尤御国居合之

人方老人ハ毎日大目付方江相詰

御文庫／

真文役

御馬廻・大小姓儒学家業之人江被 仰付

水元立木仕立頭役 壹人

御馬廻勤、当時欠役

同佐役 貳人

大小姓勤

御城番

大小姓勤

银山御目付 貳人

大小姓勤

御山預役 七人

大小姓勤

別夜廻役 九人

大小姓勤

別々夜廻役

大小姓勤、定人数無御座候／

三組夜廻役 拾貳人

大小姓勤、一組四人充相勤申候

以酌庵御使者番 六人

但、御留守居中者三人

御馬廻勤、六ヶ月代り

同御使 三人

大小姓勤、六ヶ月代

御供頭 六人

御馬廻勤、三ヶ月代

御供番 四人

大小姓勤、三ヶ月代

新渡物掛 貳人

大小姓勤、一ヶ年代

御掛物掛 貳人

大小姓勤、壹ヶ年代

道川役 貳人

大小姓勤、六ヶ月代／

御弓方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御簀方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御鎗方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御屏風掛 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御供徒士 拾貳人

御徒士勤、三ヶ月代

神物掛 壹人

御徒士勤

御霊屋番人 貳人

御徒士勤

宗旨大改人 拾壹人

御徒士勤／

漂民宿番人 四人

御徒士勤

御寄附帳付 貳人

御徒士勤

後山々廻役 三人

御徒士勤

香具平山廻役 貳人

御徒士勤

西山御締役 三人

御徒士勤

旅海人座方御目付 壹人

大小姓勤

鯨奉行

大小姓勤

鯨場御目付

大小姓勤／

書院小姓

大小姓・御徒士養育之人被召出

諸組中之事

七五三方御料理人

坊主

御料理人

御弓之者

御持筒之者

御鉄砲之者

御旗之者

足輕

下目付

御道具之者／

御草履取

御厩之者

飼口之者

御駕籠之者

御靈屋番

同下番

東照宮下番

奥役所

御腰物方

御納戸方

書札方

御膳方

茶道方

中奥御番所／

奥附御役々

御腰物掛

御馬廻勤、大小姓方茂被 仰付

御小姓

大小姓勤、御馬廻方も被 仰付、定人数七人

御児小姓

右同断、当時欠役

御鬢掛 忝人

右同断

御納戸掛 三人

大小姓勤

御匙医

御馬廻・大小姓医方被 仰付

御側御目付

大小姓勤、間々欠役有之

御目付

大小姓勤、定人数十三人

御膳番 三人

大小姓勤

案書役

大小姓勤、間々欠役御座候

御佑筆

大小姓勤、定人数壹人

日帳付

御徒士勤、定人数式人

御側徒士

右同断、定人数四人

御茶道

定人数式人

坊主

定人数五人

御子様方附御目付 三人

大小姓勤、以下同断

左膳殿附御目付 式人

お蔵殿附御目付 壹人

お寿殿附御目付 壹人

お益殿附御目付 壹人

奥御番頭

式百石以上、御馬廻且物頭・大目付方茂

被 仰付

中奥御番

御留守中者大小姓方被 仰付、

御在国中者御側徒士相勤

仮御納戸掛

御留守中大小姓方被 仰付

御台所御番

右同断

町役之事

年行司 兩人

八人役

商人統領

町銀掛

町乙名

以酩庵町用達

大通詞

通詞之統取ニ而朝鮮御通交ニ付御用

之輕重ニ依懸合被 仰付

四代官

朝鮮御取引筋相勤候役目ニ御座候ノ

町代官

右同断

通詞

朝鮮勤番ニ被 召仕、御通交之御用向

無輕重懸合方通弁申付候事

稽古通詞

通詞ニ準、朝鮮勤番ニも被召仕候事

五人通詞

漂民迎送等ニ召仕候事

詞稽古御免札

細物代官

町奉行所書手

窮民差引役

町足輕

町会所書手

同所肝煎ノ

酒屋統領

糶屋統領

質屋統領

薬店統領

緝屋統領

古手屋統領

醬油屋統領

干菓子屋統領

綿屋統領

鍛冶統領

桶屋統領

魚問屋統領

豆腐屋統領

蕎麥屋統領／

飴屋統領

商人統取直立

板屋統領

蠟燭屋統領

魚中買統領

髮結統領

旅漁船釣揚之烏賊式割買取○方統取